

よしいち

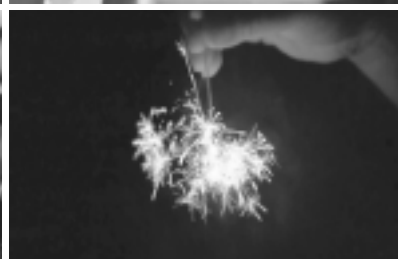
社協
だより

まちづくり情報誌 — みんなの思いが地域のチカラに —

2014
7
月号

No.67

年4回発行：1・5・7・10月



特集

平成26年度

社協会費納入のお願い 法人・団体会員のご紹介

P. 2

P. 3

P. 4 くらしキーワード 〈19〉

P. 5 成年後見制度のしくみ

P. 6 平成25年度決算の状況
余市町ボランティア団体連絡会

P. 7 ボランティア保険加入受付中

P. 8 子育てサポートセンター会員募集
第7回暮らしの総合講座開講中



発行：社会福祉法人余市町社会福祉協議会

〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町400番地

TEL. 0135-22-3156 / FAX. 0135-23-3664

<http://yo-syakyu.p-kit.com>



この広報誌は、共同募金配分金・社協会費・有料広告料の一部を活用しています。

よいち社協

平成26年度 社協会費納入のお願い

誰もが安心して暮らせるまちに

「社会福祉協議会」は、地域に根ざしたきめ細かな福祉活動を行うため、町民の皆様や、各事業所・関係団体等、多様な分野からのご支援を頂き、民間団体としての立場から、行政や関係機関・団体等と連携・協働により、様々な地域福祉事業を推進しております。その事業を推進するための財源として充てられるのが、皆様からの会費です。

活動の財源は、行政からの補助金や委託金による公的補助と、皆様からの会費や共同募金からの配分金、寄付金等の自主財源で成り立っており、会費は社協の福祉事業を推進するうえで重要な財源の一つとなっております。

皆様には、地域福祉推進のため、会員登録につきまして全戸加入への取り組みに特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第16期・福祉委員のご紹介

【任期】平成26年4月1日～平成28年3月31日

大川地区		中央地区	
大川 1	山崎 直子	朝日町	轟木 清幸
大川 2	内海 久子	入舟 1	新松本 文
大川 3	佐々木順子	入舟 2	吉田 妙子
大川 4	阿部美智子	山田町	室原 盛利
大川 5	中谷 常子	○美園町	池田 優
大川 6	羽二生 茂	浜中モイレ台	新竹下 道子
大川 7	大嶋 励		
◎大川 8	佐々木 晃	西部地区	
大川 9	鈴木スミ子	浜中町	中山 登
大浜中西	紺谷 弘史	沢町 1	新得田喜代美
大浜中東	坂詰 昌彦	沢町 2	大野 哲嗣
○栄 町	北島 敏子	沢町 3	小山 邦彦
		富沢 1	酒井 近義
		富沢 2	合田 勲
		富沢 3	新富塚美保子
		富沢 4	相馬征四郎
		港町	久保田幸光
		豊丘町	新嶋田 敏彦
		梅川 1	内田 豊明
		○梅川 2	新松原千鶴子
		梅川団地	竹川 光雄
		白岩町	葛西 重行
		潮見町	住吉 律
		豊浜町	亀井恵美子
			(敬称略)
		◎委員長	
		○副委員長	
黒川地区			
黒川 1	澤 百合子		
○黒川 2	乾 康文		
黒川 3	計良 昇		
黒川 4	師田 芳洋		
黒川 5	坂本 利郎		
黒川6南	新今堀 文恵		
黒川6中	當宮 ミ子		
黒川6北	弘津 明子		
黒川7南	西野 貴二		
黒川7北	佐藤 正美		
黒川八幡	金澤 雅志		
共 栄	市川 靖雄		
黒川 8	新奈良 信夫		
登 町	坂本 政隆		

正副委員長

【委員長】

(再)佐々木 晃氏(大川 8)

【副委員長】4名

(再)北島 敏子氏(大川地区)

(再)乾 康文氏(黒川地区)

(再)池田 優氏(中央地区)

(新)松原千鶴子氏(西部地区)

一般会員

(一口500円)

社会福祉に理解や
関心がある方なら
どなたでも



法人・団体会員

(一口500円以上)

社会福祉に理解ある
企業、事業所、
団体、施設等



正副役員選任後、就任挨拶をする委員長佐々木晃氏
(5月21日開催の福祉委員会にて)

これからも皆さまとともに歩んでまいります

喜びの心で 地域を拓く



北海しんきん

理事長 西田 覚

太い幹のように、
地域に根ざした
コミュニティバンク

私たちも応援しています

みんなの思いが地域のチカラに・・・

平成26年度 法人・団体会員のご紹介

(一口年額500円以上)

今年もご協力をお願い致します



大川地区 (8社)

浦田燃料店
清水商事㈱
吉野包装資材店
㈲服部葬儀社
㈱越智自動車
㈱おおはし
ながい小児科医院
㈱松浦組

黒川地区 (18社)

中道仏壇店
余市商工会議所
㈱ホンダ

北海信用金庫
㈱丸しめ志賀商店
㈲柿崎商店
㈱高橋配管設備
小樽つばめ交通㈱余市支店
㈱平塚三郎商店
余市精菱機械㈱
イオン北海道㈱イオン余市店
佐野内科クリニック
後志環境管理㈱
社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院
中村建設㈱
行政書士・山本勝美事務所
医療法人社団修徳会林病院

㈱水明閣

西部地区 (7社)

㈱菊地石油
田中内科医院
余市建設業協会
㈱関組
河辺石油㈱余市営業所
余市郡漁業協同組合
余市水産加工業協同組合

法人会員 33

特別養護老人ホームフルーツシャトーよいち
社会福祉法人徳風会養護老人ホームかるな和順
社会福祉法人徳風会よいち保育園
特定非営利活動法人余市はまなす
余市手話会
余市町赤十字奉仕団
社会福祉法人小樽四ツ葉学園/余市幸住学園
社会福祉法人小樽四ツ葉学園/余市豊浜学園
余市町老人クラブ連合会
余市町民生委員協議会
余市町民生委員OB会
余市更生保護女性会
余市町認知症の人を支える家族の会
余市地区保護司会
余市BBS会
余市医師会
国際ソロプチミスト余市

余市町身体障害者福祉協会
余市仏教会
余市青年会議所
余市町地域子ども会育成連絡協議会
余市町区会連合会
余市町食生活改善推進委員会
余市町PTA連合会
余市町女性団体連絡協議会
余市町脳卒中リハビリテーション駐友会
公益社団法人余市町シルバー人材センター
特定非営利活動法人しりべし地域サポートセンター/コミュニティ茶屋
NPO法人しりべし圏域総合支援センター
公民館サークル本のひろば
余市町心身に遅れをもつ子と共に歩む会
NPO法人「樹の杜」
(加入順)

団体会員 32

年中無休24時間営業

もしものとき安心と信頼の全国ネット



if共済会取扱加盟店

●経済産業大臣認可 全国葬祭業協同組合連合会
●国土交通大臣認可 全国霊柩自動車協会 加盟店

厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査
1級葬祭ディレクターが対応します。

(有)余市葬祭社

中道造花店

TEL22-3254 FAX23-4241

各宗派御葬儀式場

冷暖房完備・駐車場完備

すずらんホール

黒川町13丁目 TEL21-4499

さくらホール大川

大川町3丁目 TEL22-3254



「権利擁護と成年後見制度」

NPO法人成年後見・遺言相続支援センター

代表理事 秦 健一郎

(行政書士・社会福祉士)



でもらう「法定後見」があります。

聞き慣れない言葉かもしれませんが、「権利擁護」という言葉があります。この「権利」とは憲法で保障されている基本的な権利（人間の権利）と置き換えてもよいかもしれません。これは人として最低限守られなければならない、生まれながらの権利のことです。

わが国では、医療技術や薬学の目ざましい進歩とともに高齢者の増加に歯止めがかからず、平均寿命が上昇するにつれて高齢化社会→高齢社会↓超高齢社会と、現代社会の呼称がその都度変更されてきました。

超高齢社会が進展すると認知症（昔は痴呆症といいました）になる方が高齢者の数に比例して増えます。認知症になったからといって人としての権利が奪われる訳ではありません。逆に奪われてはならないのです。人間であることには変わりがないのですから。

たまたま脳の一部に病気が発生して判断機能や記憶機能が低下しただけなのです。

例えば認知症の方の連れ合いが亡くなった場面を想像してみてください。父親が認知症でその奥さんが亡くなった場合に、子どもが二人いたとして、父親をいらないものとして子どもたちだけで勝手に母親の遺産を分けてしまうような場面が考えられます（実際表面化していないケースがあります）。

この場合、父親には、法律上は奥さんの遺産の2分の1を相続できる権利があります。これを無視して父親の印鑑証明書をとって父親に無断で書類に実印を押せば、父親の存在が全く否定され、父親には何の財産も行き渡りません。本来は、こうした場面では、利害関係のない第三者の専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）等が、父親の代わり遺産を分ける話し合い

に参加しなくてはなりません。そしてその者が最低限2分の1に当たる父親の権利がきちんと保障されるように他の相続人と交渉しなくてはならないのです。この父親の権利を代弁する義務を担うのが「成年後見人」と呼ばれる人間なのです。

成年後見人は判断能力の衰えた方の財産を適正に管理し、その内容を家庭裁判所に報告しなければなりません。親族が選ばれることもあります。最近では第三者の専門職の選任が増加傾向にあります。その理由には親族による本人財産の横領があります。誤解されがちですが、成年後見人はご本人の財産を管理するのみで処分（流用）することはできません。

成年後見制度にはお元気なうちに将来後見人となる人を予め契約で決めておく「任意後見」と、実際に判断能力が衰えてから家庭裁判所に選ん

でもらう「法定後見」があります。成年後見制度は、本人の権利や財産を守る制度であり、法律で定められた権利擁護の方法の一つです。認知症になり、物事の価値判断、平たくなつたからといって、その人を排除することは、その人の権利の否定につながります。親族としてはその人がたとえ認知症になったとしても、見捨てるのではなく、ご本人の意向に沿ってその人らしい最期を迎えられるようにサポートする姿勢が重要なのではないかと思います。困りごとがありましたら悩むばかりでは進歩がないこともあります。ここ余市町には様々な相談支援機関がありますので、成年後見も含め本人の「権利擁護」のためにご活用ください。

8月7日(木)暮らしの総合講座でも講師としてお話し頂きます。

NPO法人成年後見・遺言相続支援センター

成年後見・任意後見契約・遺言書・相続手続に関する無料相談

成年後見人・任意後見・遺言書作成・遺言執行・相続手続の受任

財産管理・死後事務委任、ホームロイヤー契約書の作成及び受任

会社設立・建設業等の許認可申請、福祉法務手続等も承ります。

お気軽にご相談下さい



代表理事 秦 健一郎

行政書士/社会福祉士/日本成年後見法学会正会員

〒047-0031 小樽市色内1-8-18

TEL(0134)33-6666 FAX 33-6667

成年後見制度は 権利や財産を守るしくみです

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などで、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の、権利や財産を保護し、支えるための制度です。

成年後見制度
の理念



●ノーマライゼーション

判断能力が十分でないからといって、特別扱いするのではなく、今までと同じような生活ができるように支援するべき、という考え方です。

●自己決定の尊重

本人の不利益にならない範囲で、本人の決定を尊重するという考え方です。これまでの生活や現在の状況などを総合的に判断します。

●現有能力の活用

本人が今もっている能力を最大限、活用できるように支援するべき、という考え方です。

こんなときに 利用できます

認知症の父の入院費を払うために銀行へ行ったが、「本人以外は払い戻しできない」と言われた。



親が死亡し、一人暮らしになった障害者の兄がいる。相続の手続き、不動産や預貯金をどう管理していいかわからない。



父が認知症になり、在宅福祉サービスや施設入所の契約内容が理解できない。



認知症の母は、訪問販売などで不当に高い物を繰り返し買わされてしまう。



成年後見制度 利用のメリット

成年後見制度を利用して代理権が得られれば、後見人がお父さんに代わって、預金を払い戻し、入院費を払うことができますようになります。払い戻したお金は、お父さんのための支出に限られることになります。



後見人を中心に、障害のある方を地域で支えています。預貯金や不動産などの財産を守り、福祉サービス契約を行うことが後見人の仕事です。



判断能力が不十分な父に代わって後見人が福祉サービスや施設入所契約の内容をよく理解し、契約の代理などをを行います。



同意権や取消権によって、後見人の同意していない契約を取り消すことができます。認知症高齢者を狙った悪徳商法の被害を、防止します。



後見人が 支援できること

財産管理

成年後見人が、本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など、財産に関することについて、保護・支援します。本人のために必要な支出を計画的に行います。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などを支援します。

後見人に 与えられる権限

代理権

介護認定の申請や福祉サービス契約などを、後見人が本人に代わって行うことができます。また本人のために預貯金の預け入れ、払戻などの金融機関手続きができます。ただし代理権の範囲は本人の判断能力の程度によって異なります。

同意権・取消権

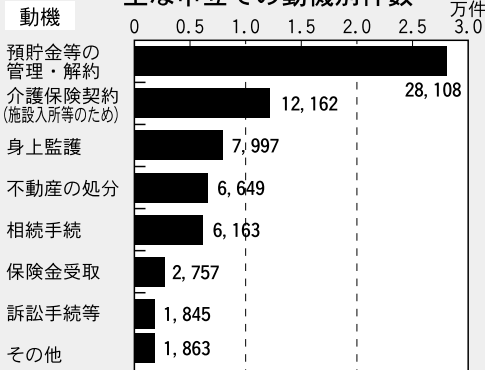
「同意権」とは、本人の法律行為の内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。「取消権」とは、本人の法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく、不必要な契約をしてしまった場合、契約を取り消すことができます。

財産管理

福祉サービスの利用

消費者被害など

主な申立ての動機別件数



(注) 最高裁判所2013年「成年後見関係事件の概況」より

お気軽に
ご相談
ください

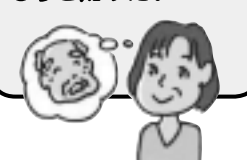
小樽・北しりべし
成年後見センター

〈運営主体〉
社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会

☎0134-64-1231
FAX 0134-24-2575

小樽市稲穂1丁目3番9号カサイビル1階 相談：月～金 午前9時～午後5時

成年後見制度のことを
もっと知りたい



成年後見制度の相談・利用・手続など【相談無料】

小樽・北しりべし成年後見センターでは、成年後見制度利用のお手伝いをします。電話や窓口で、相談を受け付けていますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

余市町ボランティア団体連絡会 ～第12期役員～

【任期】(自)平成25年4月1日～(至)平成27年3月31日

5月2日に開催された平成26年度総会に於いて欠員となっていた理事1名が選任されました。



5月2日開催の総会で議決

正副会長3名

会長 高橋 哲雄 (余市町地域子ども会育成連絡協議会顧問)

副会長 相馬 義春 (余市BBS会会長)

副会長 本 明 勲 (小さな親切運動余市支部事務局長)

理事6名

相馬 義春 (余市BBS会会長)

高橋 哲雄 (余市町地域子ども会育成連絡協議会顧問)

中鉢 倉雄 (養護学校ボランティアサークルさくらんぼの会代表)

●新 中川 壽恵子 (余市町赤十字奉仕団委員長)

本 明 勲 (小さな親切運動余市支部事務局長)

吉田千賀子 (余市町食生活改善推進委員会第一書記)

監事2名

荒関都史子 (公民館サークル本のひろば会員)

新岡真理子 (余市手話会文化副部長)

余市町ボランティア団体連絡会加入団体

【平成26年7月現在】

(敬称略)

区分	団 体 名	代 表 者 名
子ども・青少年	余市BBS会	会長 相馬 義春
	北星余市高等学校ボランティア委員会	代表 玉村 純子
	余市町地域子ども会育成連絡協議会	会長 吉野 純一
	公民館サークル本のひろば	代表 小山 栄子
	養護学校ボランティアサークルさくらんぼの会	代表 中鉢 倉雄
	余市紅志高等学校ボランティア事務局	顧問 宮本順一郎
赤十字	余市町沢町児童館母親クラブ	会長 星野まどか
	余市町赤十字奉仕団	委員長 中川 壽恵子
障がい	余市町水上安全赤十字奉仕団	委員長 滝田 正隆
	余市手話会	会長 中多まゆみ
福祉	「小さな親切」運動余市支部	支部長 松原 義廣
	除雪ボランティア 雪友会	会長 藤田 進
	余市町食生活改善推進委員会	会長 谷 定子

ボランティア登録のご案内

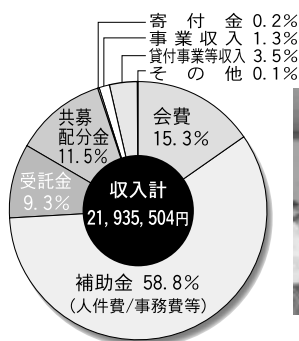
余市町ボランティアセンターでは、ボランティアグループ・団体の登録を受け付けております。

(年会費：1口500円)

【問合せ先】余市町ボランティアセンター ☎22-3156

平成25年度 収支決算の状況

(自)平成25年4月1日～(至)平成26年3月31日



5月1日「評議員会」で議決

■収入の部

科 目	決算額	構成比
■会費	336万3,300円	15.3%
■補助金	1,289万6,000円	58.8%
■受託金	203万9,430円	9.3%
■共募配分金収入	252万7,103円	11.5%
■寄付金	4万円	0.2%
■事業収入	28万5,600円	1.3%
■貸付事業等収入	76万3,000円	3.5%
■その他	2万1,071円	0.1%
収入計	2,193万5,504円	

■支出の部

科 目	決算額	構成比
■人件費支出	1,248万975円	62.7%
■事務費支出	116万5,536円	5.9% *
■事業費支出	323万3,798円	16.2% *
■共募配分金支出	187万6,054円	9.4%
■貸付事業等支出	70万3,000円	3.5%
■助成金支出	8万円	0.4%
■負担金支出	37万4,000円	1.9% *
支出計	1,991万3,363円	

*会費を充当している科目

■貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	17,163,243	【流動負債】	343,857
預貯金	17,024,813	未払金	135,730
未収金	138,430	預り金	208,127
【固定資産】	74,146,493	【固定負債】	10,487,220
基本財産	1,000,000	退職給与引当金	10,487,220
その他の固定資産	73,146,493	負債の部合計	10,831,077
構築物	93,929	純 資 産 の 部	
器具及び備品	205,914	【基本金】	1,000,000
退職共済預金	10,487,220	【その他の積立金】	62,104,430
退職共済積立預金	2,331,129	退職共済積立金	2,331,129
その他の積立預金	59,773,301	その他の積立金	59,773,301
貸付金	255,000	【次期繰越活動収支差額】	17,374,229
		純資産の部合計	80,478,659
資産の部合計	91,309,736	負債・純資産の部合計	91,309,736

ボランティア保険

平成26年度の 保険加入受付中!!

「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」「福祉サービス総合補償」「送迎サービス補償」など平成25年度ご加入契約は、すべて平成26年3月31日で補償期間が終了しております。

平成26年度の保険加入につきましては、現在受付中ですので、お早めに「よいち社協」で手続き下さい。(全国どこの社会福祉協議会でも受け付けています)



平成25年度補償終了

ボランティアの皆さんをはじめVグループ・団体の方々にご利用いただいている「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」の平成26年度補償内容・保険料についてお知らせします。

■ボランティア活動保険

「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」が対象です。
万が一の事故に備えて是非ご加入ください。
震災支援活動を検討されている場合は、天災タイプへのご加入をおすすめします。

[補償内容・保険料]

内 訳	補償金額・保険料	
	Aプラン	Bプラン
死亡・後遺障害	1,200万円	1,800万円
入院日額	6,500円	10,000円
通院日額	4,000円	6,000円
賠償責任	5億円	5億円
保険料	基本タイプ 300円	450円
	天災タイプ 460円	690円

■ボランティア行事用保険

「地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事」が対象です。
行事参加者のケガなど、万が一の事故に備えご活用ください。

[補償内容]

	保険金の種類	補償金額
障害	死亡・後遺障害	500万円
	入院日額	3,500円
	通院日額	2,200円
賠償	対人 1名・1事故	2億円
	対物 1事故	1,000万円

[保険料] 1名あたり

Aプラン	A-1	1日/28円
	A-2	1日/126円
Bプラン	1泊2日	224円
	2泊3日	275円
	3泊4日	280円
	4泊5日	331円
	5泊6日	336円
	6泊7日	341円

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763
URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ポイント1

体調が悪い時は決して無理をしないこと。

ボランティア活動をするにあたり...

ポイント2

情報収集（事前の安全確認と日常点検）をしましょう。

ポイント3

活動に適した服装を!

ポイント4

自宅を出てから帰るまでが活動です。焦らず、気を抜かないこと。

ポイント5

活動前には準備体操、柔軟体操を!

ポイント6

責任者の説明にはしっかり耳を傾けること。

ポイント7

疲れを感じたら遠慮せずに休憩を。随時水分補給をしましょう。

ポイント8

過信禁物。今の自分にできることをあらかじめ把握しましょう。

ポイント10

周囲の方との協力、情報の共有を図りましょう。

ポイント9

特に足元注意。(転倒の防止)

事故は防ごうとしても起きてしまうものです。しかし、心掛けひとつで事故発生の頻度や程度を軽減することはできます。事故をできる限り未然に防いで、みんなで楽しく、元気にボランティア活動をしましょう。

事故防止・軽減のための 10大ポイント

責任をもつて仕事をします
仕事の発注はぜひ!
シルバー人材センターへ

シルバー人材センターは

高齢者にふさわしい仕事を事業所・一般家庭・行政機関等から引き受け会員に提供します。

新会員募集集中!

●お申し込み・お問い合わせは● 余市町黒川町5丁目22番地

TEL. 22-7641 FAX. 22-7642
<http://www.yoichi-sc.or.jp/>

高齢者の知識・経験を生かして働ける

公益社団法人 余市町シルバー人材センター

子育てサポート・センター会員募集

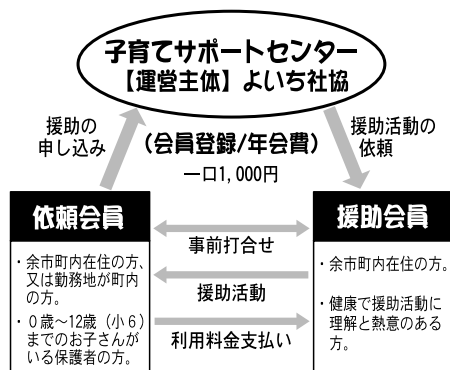
対象年齢：0～12歳まで

～ 年会費(運営費) 一口1,000円 ～

子育てサポートセンターは会員登録を行い、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助できる人(援助会員)とをサポートセンターがコーディネートし、地域の支え合いの仕組みを独自に組織化した“住民参加型”の子育て支援事業です。



●子育てサポート・センターのしくみと活動内容【利用時間】午前7:30～午後8:00まで



【預かりは援助会員の自宅で行います】

●どんな時に利用できるの？

- 保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどの送迎
- 習い事などの送迎
- 通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど外出時の預かり
- きょうだいの参観日や行事の際などの預かり
- その他、センターで認める範囲内で、ニーズに対応できるよう協議します

- 対象地域 余市町内
- 対象年齢 12歳までの児童(小学6年)



●利用料金

車での送迎が必要な場合、別途交通費(200円)がかかります

曜 日	1時間当たりの利用料金(報酬)		
	1人	2人(きょうだい)	以降1人増える毎に
月～金	500円	750円	250円増
土日・祝祭日	600円	900円	300円増

育児・子育て相談のご案内

毎月第3金曜日/13:00～16:00まで
【会場】余市町福祉センター入舟分館
※お電話での相談も行います ☎22-3156



【秘密厳守】

第7回暮らしの総合講座

【資料代】講座ごと300円
【会場】余市町福祉センター(黒川3-114)

開講日	テーマ	講 師	
①6/12(木)	自分らしく豊かに生きるために	北海道歯科衛生士会小樽支部 副支部長 角 田 裕 子 氏	終了
②6/26(木)	今度はあなたがカモになるかも!?	小樽・北しりべし消費者センター 相談員 奥村佳奈子 氏	〃
③7/10(木) 13:30～15:00	平成27年度 介護保険の改正と要支援の動向 ～介護サービスはどう変わっていくのか～	小樽市東南部地域包括支援センター 所長 川 尻 輝 記 氏	受付中
④7/24(木) 13:30～15:00	～知っておきたい～ 年金のあんなこと、こんなこと ～年金制度の改正について～	北潟谷社会保険労務士事務所 代表 北潟谷靖子 氏	〃
⑤8/7(木) 13:30～15:00	今から考える、老い支度 ～任意後見契約の利用と注意点～	NPO法人成年後見・遺言相続支援センター 代表理事 秦 健一郎 氏	〃

受講生募集中

●お申込み・お問合せは、余市町社会福祉協議会へ ☎22-3156

あんしん法律相談

困ったことが
起きた!



弁護士による法律相談【相談無料/要予約】

毎月1回火曜日 午後1時半～2時半
余市町福祉センター入舟分館(入舟町400番地)

よいち社協 ☎22-3156

- 成年後見制度、任意後見制度について
- 高齢者や障害者に関する相談や遺言について
- 消費者被害 など

開催日等お気軽に
お問合せ下さい

本にしてみませんか

企画・印刷・製本・発行 あらゆる印刷の相談は...



川柳・俳句・短歌集
記録研究/記念誌等



株式会社 **おおはし**

☎代表 0135-23-4591 FAX 0135-22-3600

●mail: oo84@cocoa.ocn.ne.jp 〒046-0004 北海道余市町大川町14丁目14番地